年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

岩手厚生年金 事案 839

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から47年1月1日まで 私はA社(その後、B社)に昭和46年3月1日から同年12月31日まで勤 務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

間違いなく勤務していたので、私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたとしていることから、申立期間当時、同社に勤務していた同僚のうち、所在の確認ができた一人に照会したものの、申立人を記憶していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することはできなかった。

また、当該事業所は、平成9年 11 月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、後継の事業主に照会したが、申立期間当時の資料は保管していないことから申立内容については確認できないと回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和46年3月1日、資格喪失日は同年11月30日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、当該事業所に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 840

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成3年2月27日まで 私は、昭和61年8月から平成3年2月までA社に勤務していたが、ねんき ん定期便を見たところ、昭和64年1月から標準報酬月額が41万円から20万 円に下がっていた。銀行に調べてもらった振込金額とも大分違うので、調査し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与振込額に相当する標準報酬月額と異なっていると主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、昭和64年1月から平成元年12月までは、破産管財人より提出されたA社に係る平成元年分給与所得の源泉徴収票により算定される保険料控除額及び報酬月額から特例法に基づき認定される標準報酬月額は、オンライン記録より低い額となっている。

また、申立期間のうち、平成2年1月から3年2月までは、破産管財人より提出されたA社に係る平成2年度分個人別賃金台帳、平成3年1月分及び同年2月分給与明細表により、厚生年金保険料控除額は標準報酬月額20万円に見合う金額となっていることが確認できる。

一方、B銀行より提出された預金取引明細表によると、昭和61年10月から平

成元年 12 月まではA社及び申立人が取締役であったC社からの振込が確認できるが、両社の元事業主に照会したところ回答が得られない上、オンライン記録によると、C社は申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。